

公益財団法人新潟県消防協会互助事業規程

(趣 旨)

第1条 公益財団法人新潟県消防協会（以下「協会」という。）定款第4条第8号の規定に基づく公益財団法人新潟県消防協会互助事業（以下「互助事業」という。）は、この規程の定めるところによる。

(互助事業)

第2条 互助事業は、次の各号の給付を行う。

- (1) 災害見舞金の給付
- (2) 重度障害見舞金の給付
- (3) 弔慰金の給付
- (4) 感謝状の贈呈
- (5) 表彰状並びに退職記念品の贈呈

(給付の額)

第3条 前条の規定により給付する額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害見舞金
 - イ 災害により住家の全部を失い又は使用に堪えない状態となった場合 金 50,000 円
 - ロ 災害により住家の延べ面積の2割以上を失い又は使用に堪えない状態となった場合
金 20,000 円
- (2) 重度障害見舞金
公務により労働基準法施行規則（昭和22年8月30日厚生省令第23号）別表第2中8級以上に該当する身体障害の場合 金 100,000 円
- (3) 弔慰金
 - イ 公務により死亡した場合 金 100,000 円
 - ロ 公務によることなく死亡した場合 金 50,000 円
- (4) 感謝状
会員が5ヶ年以上勤務し円満退職した場合は、慰労として感謝状を贈呈する。
- (5) 表彰状並びに退職記念品
会員が10ヶ年以上勤務し円満退職した場合は、慰労として表彰状並びに記念品を贈呈する。ただし、消防庁長官が、退職消防団員報償規程（昭和36年8月1日消防庁告示第3号）に基づいて行う報償を受ける者にはこれを行わない。

2 数カ市町村以上にわたって災害救助法が適用される等の広域災害が発生した場合においては、理事長に諮り災害見舞金の額を減額して給付することができる。

3 第1項第2号及び第3号に規定する公務とは、消防団長又は消防署長の命令に基づき立入検査、訓練等を含む消防事業に従事した場合をいう。

4 第1項第5号の規定により贈呈する記念品は理事会において決定する。

(給付の責任期間)

第4条 前条の給付の責任期間は、次の各号の区分により当該各号に掲げる期間とする。

(1) 毎年4月1日に加入した場合は、加入の日から当該年度の末日まで。ただし、この場合は掛金を当該年の5月末日までに納入しなければならない。

(2) 前号に定める以外の場合は、掛金を納入した日から当該年度の末日まで。

(加入資格)

第5条 互助事業に加入できる者は、消防職員又は消防団員（以下「会員」という。）とする。ただし、上記に準ずる者で理事会の承認を受けた者は加入することができる。

(加入申込)

第6条 互助事業に加入しようとする者は、掛金を添え所属長を経由して会長に申し込むものとする。ただし、市町村の消防機関を単位として加入資格を有する者の全員が加入する場合（以下「一括加入」という。）は、所属長が代表して申し込むことができる。

(掛金)

第7条 掛金は、年1人当たり金100円とする。

(一括加入の特典)

第8条 一括加入者中に欠員を生じた場合に、その補充のために追加加入した者は、第1年次の掛金を免除する。ただし、この場合の給付を受ける権利を有する終期は、他の一括加入者の終期に同じ。

(継続加入)

第9条 会員は第4条に規定する期間を過ぎても掛金を納入しないときは、給付を受けることはできない。

2 前項の規定に該当する者が、給付を受ける権利を有する期間の終期の翌日から起算して1年以内に掛金を納入したときは、掛金を納入した翌日から給付を受ける権利を有する。

3 第2項の期間を経過した者については、新加入として取扱うものとする。

(会員資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当したときは、会員の資格を失う。

(1) 死亡

(2) 退職

(3) 第5条に規定する会員以外の職へ転職

(4) その他、理事会において失格と認めた場合

(権利の消滅)

第 11 条 給付を受ける権利は、会員の資格を失うと同時に消滅する。ただし、会員死亡に伴う弔慰金については、この限りでない。

(権利の制限)

第 12 条 給付を受ける権利は、他人に譲渡することができない。

2 災害の原因が会員の故意による場合は、給付を受けることができない。

(給付金等の請求)

第 13 条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号の規定に定める事由が発生したときは、弔慰金についてはその遺族から、重度障害見舞金及び災害見舞金については、これを受けるべき者から所属長を経由して、会長に請求する。感謝状並びに表彰状付退職記念品については、所属長が地区の消防団体を經由して会長に請求するものとする。

2 前項の請求は、特別の事情がない限り給付の事由が発生した日から 1 年以内に請求しないときは、給付を受ける権利を失うものとする。

(給付金の審査決定)

第 14 条 会長は、前条の請求を受理したときは、30 日以内に審査決定し、請求人に交付すると共に請求を経由した所属長に通知しなければならない。

2 会長は、前項の審査決定上必要があると認めたときは、請求人等の出頭を求め事情を聴取し、又は現地について調査することができる。

(再審査の請求)

第 15 条 請求人は、前条の決定について異議がある場合は、決定通知を受けた日から 2 週間以内に再審査を会長に請求することができる。

2 前項の請求は、その理由を記載した文書で所属長を経由して提出しなければならない。

(審査委員会及び審査委員)

第 16 条 前条の請求があった場合は、審査決定を行うために審査委員会を設置する。

2 前項の審査委員会の設置及び審査委員の選任は、前条の請求のあった都度、理事会で決定する。

(審査委員会の審査)

第 17 条 審査委員会は、請求を受理した日から 2 週間以内に審査決定し、会長に報告しなければならない。

3 会長は、前項の報告を受けたときは、直ちに再審査を請求した者の所属長を経由して請求人に通知しなければならない。

(審査確認)

第 18 条 審査の請求人は、前条の通知に対しては再度異議を申し立てることができない。

(会計)

第 19 条 互助事業の会計は、特別会計とする。

(経費)

第 20 条 互助事業の経費は、会員の掛金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第 21 条 この規程に定めるもののほか事務処理に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

(以下附則の変遷については、省略する。)

1 この規程の変更は、公益財団法人の設立の登記の日(平成 年 月 日)から施行する。

2 第 4 条第 2 号に規定する者の掛金は、改正後の新潟県消防協会互助事業規程第 7 条の規定にかかわらず別表のとおりとする。

別 表

掛金を納入する日の 属する月別	1 人当たり掛金額
4 月	100 円
5 月	92 円
6 月	84 円
7 月	76 円
8 月	66 円
9 月	58 円
10 月	50 円
11 月	42 円
12 月	34 円
1 月	26 円
2 月	16 円
3 月	8 円